

平成28年度第1回本庄市総合教育会議 次第

日時 平成28年 6月27日（月）

午後1時30分から

場所 本庄市役所5階504会議室

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 教育長挨拶

4. 議 題

（1）本年度の教育施策について

①安全・安心な学校づくり

②授業改善等による、学力・体力の向上

（2）今後のスケジュールについて

- ・第2回総合教育会議 平成28年10月頃 開催予定
- ・第3回総合教育会議 平成29年 2月頃 開催予定

5. 閉 会

配付資料：資料 本年度の教育施策について

本年度の教育施策について

大項目	NO.	小項目	(新規・継続等)	所管課	教育部局(説明内容)	
					内容	今年度の取組
1. 安全・安心な学校づくり	1-1	計画的な施設改修等	(継続)	教育総務課	・児童生徒の安全の確保と良好な教育環境を維持するため、学校施設の改築、補修工事を計画的に行う。 ・ICT教育推進のため、パソコン教室のリプレイスに合わせ、にタブレット端末、プロジェクター等を整備する。また、普通教室及び特別教室には無線LAN環境を整備する。	・本庄東中学校建設事業(旧校舎解体、外構・グラウンド整備等) ・外壁・防水改修工事(児玉小、藤田小、北泉小、南中) ・グラウンド改修工事(南小、金屋小) ・下水道・浄化槽工事(児玉小) ・その他設計等 ・タブレット端末、プロジェクター等整備(旭小、西中)
	1-2	「本庄市いじめ問題対策連絡協議会」の設置	(新規)	学校教育課・子育て支援課	・いじめ防止対策推進法の施行を踏まえ、同法の規定に基づき、「本庄市いじめ問題対策連絡協議会」、「本庄市いじめ問題専門委員会」、「本庄市いじめ問題再調査委員会」を平成28年度より設置する。	・各協議会、委員会の設置、開催及び委員委嘱。
	1-3	「本庄市いじめ防止基本方針」の策定	(新規)	学校教育課	・いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を平成28年度中に策定する。	・本庄市いじめ防止基本方針を策定する。
	1-4	不登校対策	(継続)	学校教育課	・いじめや不登校等の防止や早期対応を図るため、スクールソーシャルワーカーを各小学校に派遣し、スクールカウンセラーを各中学校に1～2週間に1日程度派遣する。また、さわやか相談員を各中学校に配置する。 ・不登校児童生徒の学校復帰をふれあい教室等と連携を図り支援する。	・さわやか相談員を1名増員する。(4人→5人、各中学校に常駐し、南中に2名体制。) ・Ｑ－Ｕテスト(アンケート調査)を実施し、児童生徒一人ひとりについての理解と対応方法、学級の状態等を把握する。
2. 授業改善等による、学力体力の向上	2-1	放課後学習支援	(新規)	学校教育課	・家庭での学習習慣が十分についていない子ども達や、意欲はあるが学習に不安を感じたり学習の仕方がわからない子ども達に対し、放課後又は休日に、地域人材(元教員や大学生等の地域住民)を活用した学習支援活動を実施する。	・各中学校30名程度(中学校3年生対象)、7月下旬から2月上旬まで週1回、年間25回程度実施予定。
	2-2	小中学校イングリッシュ・キャンプ	(新規)	学校教育課	・外国語活動及び英語教育充実に向けて、夏季休暇中にALTによる英語力向上プログラムを実施する。	・ALTの派遣期間を9ヶ月間から12ヶ月間に延長する。 ・夏季休暇中、英語力向上プログラム(1泊の体験キャンプ)を小中学生30名程度を対象に神川町元気プラザにて実施する。
	2-3	指導主事による学校訪問	(継続)	学校教育課	・定期的(全学校各学期1回ずつの年3回)に学校を訪問し、学習指導等に係る取組を把握するとともに、必要な指導、支援を行い、学力向上の一層の充実を図る。	・学力向上担当指導主事(平成27年度より配置)の活用と学校訪問の充実。
	2-4	研究協力員制度	(新規)	学校教育課	・本市の重要課題に指導主事と教員がチームを組んで、その解決策を立案発信することで、課題の解決を図るとともに、協力員になった教員の意欲能力の向上を推進し、もって人材育成を図る。	・年3回程度の会議の開催。 ・指導主事1人で1テーマ1チーム(教員は4～5人)を担当し、全4チームを編成する。
	2-5	夏季教職員研修会	(新規)	学校教育課	・夏季休業中に教員向けの研修会を2～3回開催する。	・教材研究研修会：適切・的確な教材研究を行うことにより、指導力の向上と教材研究の時間短縮を図り、教員の負担軽減にもつなげる。 ・英語力向上研修会：小学校での英語の教科化、小学校中学年からの外国語活動の実施に向け、小学校教員の英語力の向上を図る。 ・外国語活動指導力向上研修会：小学校における外国語活動の授業の充実のため、演習等を通して、教員の指導力の向上を図る。
	2-6	休業日の見直し	(新規)	学校教育課	・確かな学力の向上を図るため、休業日を見直し、指導時間を確保する。	・小学校では、夏季及び冬季休業日を短縮し、開校記念日を授業日とすることで、授業日数を平成27年度と比較して7日間増やす。 ・中学校では、開校記念日を授業日とすることで、授業日数を平成27年度と比較して1日間増やす。(中学校では昨年度から夏季及び冬季休業日を短縮している。)
	2-7	市民総合大学ジュニアコース	(継続・拡充)	生涯学習課	・市の将来像を実現していく人材の育成と市民1人ひとりが自己を高め、人格を磨き、幸せで豊かな人生を送ることができるよう市民総合大学を設置する。 ・平成27年度に設置されたジュニアコースは、子どもから高齢者までが参加する世代間交流講座として開催する。	・シニアコース9講座9回、ミドルコース34講座99回、ジュニアコース10講座15回を開催する。

小中学校施設整備計画

年月 学校名	28												29												30												31												32												33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	4	5	6	7	8	9	#	#	#	1	2	3	4	5	6	7	8	9	#	#	#	1	2	3	4	5	6	7	8	9	#	#	#	1	2	3	4	5	6	7	8	9	#	#	#	1	2	3	4	5	6	7	8	9	#	#	#	1	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
外壁改修等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												</

小中学校 ICT環境 整備計画

年	学校名	整 備 内 容
平成26年度	本庄西小学校	○PC教室の更新にあわせての年次計画 ○普通教室・特別教室のどこからでもインターネットに接続できる環境整備 (無線LANアクセスポイントの設置) ○小学校 タブレット端末6台・プロジェクター6台・マグネットスクリーン6台 (各学年に1セット 教室内でプレゼン形式で活用) ○中学校 タブレット端末21台・プロジェクター1台・マグネットスクリーン1台 (グループ学習形式で活用)
平成27年度 (2015年)	児玉小学校 金屋小学校 秋平小学校 共和小学校 児玉中学校	
平成28年度 (2016年)	旭小学校 本庄西中学校	
平成29年度 (2017年)	北泉小学校 本庄南小学校 中央小学校 本庄南中学校	
平成30年度 (2018年)	本庄東小学校 藤田小学校 仁手小学校 本庄東中学校	
平成32年度 (2020年)	国の目標	○全ての小・中・高校に無線LAN「Wi-Fi」の導入 ○タブレット端末(デジタル教科書に対応) 1人1台の配布

本年度の教育施策について～信頼と魅力の学校づくり～ (学校教育課)

1 安全・安心な学校づくり

No.1-2、1-3「いじめ問題」への対応

○現状（平成27年度） ※資料1（いじめ定義の変遷） 資料2（文科省パンフレット）

- ・小学校での認知件数 132件
- ・中学校での認知件数 29件 ※生命や財産、不登校に繋がるような重大事案は「なし」
- ・いじめの認知後の状況…小中合計161件のうち、解消160件、継続指導中1件

○対策（いじめの早期発見のために）

- ・日常の教師による観察、教育相談体制の整備、相談窓口の周知、組織的な対応
- ・いじめ（学校生活）アンケート実施（児童生徒・保護者）
- ・「いじめ発見チェックポイント（県教委）」の活用
- ・スクールカウンセラー、SSW、さわやか相談員、学校生活支援員の配置と連携

○新規

- ・「本庄市いじめ問題対策連絡協議会」の設置
いじめ防止対策推進法の施行を踏まえ、本庄市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を制定。
現在、協議会等の委員選出、協議会の開催を計画中。
- ・「本庄市いじめ防止基本方針」の策定
いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定する。
現在、基本方針の原案を作成中。今後、市長部局と協議

No.1-4「不登校」への対策

※不登校の定義「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」

○現状（平成27年度）

- ・小学校での不登校児童数 12名（前年度+6名）
- ・中学校での不登校生徒数 54名（前年度-6名）

○対策（不登校の未然防止）

- ・魅力ある学校づくりの推進、学ぶ意欲を高める授業改善、自己有用感の育成
- ・早期に家庭と連携し、組織的な対応を行う。小中連携の一層の推進を図る。
- ・スクールカウンセラー、SSW、さわやか相談員、学校生活支援員の配置と連携
- ・不登校児童生徒の学校復帰に向けて「ふれあい教室」との連携

○新規（及び平成29年度に向けて）

- ・さわやか相談員の増員（平成28年度に1名増、4人→5人、本庄南中2名体制、
本年度の結果を検証し平成29年度にさらに1名増、5人→6人）
- ・Q-Uアンケートの活用を検討していく（友達関係、人間関係の把握に有効）

2 授業改善による、学力・体力の向上

No.2－1 放課後等学習支援活動【新規】

○趣旨

- ・家庭での学習習慣が十分に身につけていない子供たちや、意欲はあるが学習に不安を感じたり学習の仕方がわからない子供たちに対し、放課後又は休日に、地域人材を活用した学習支援活動を実施し、子供たちの学力の向上及び学習習慣の定着を目指す。

○内容

- ・対象者…中学3年生の希望者、各校30名程度（市内で120名程度、全中学3年生の20%程度）
- ・期間等…7月下旬～2月上旬の放課後、週1回程度（年間25回程度） 各中学校にて
- ・主内容…数学（基礎基本的な内容の定着）
- ・指導者…地域の人材（元教員、大学生、地域住民等）

○現在の状況

- ・各学校にて実施計画を策定中、参加生徒の募集及び指導者の確保（市教委と連携）

No.2－2 小中学生イングリッシュ・キャンプ（英語力向上プログラム）【新規】

○趣旨

- ・児童生徒に英語を使ったコミュニケーション体験の機会を提供し、成功体験を積むことで、積極的に英語でのコミュニケーションを取ろうとする態度を育成する。

○内容

- ・対象者…小学5年生～中学2年生 30名程度（希望者）
- ・期日等…8月17日（水）～8月18日（木）（1泊2日） 神川げんきプラザ
- ・主内容…英語を使ったゲームやグループ活動、飯盒炊爨等
- ・指導者…ジョイトーク（ALT7名、スタッフ2名）、担当指導主事の10名

○現在の状況

- ・市教委にて実施計画を策定中、7月校長会にて説明、参加者の募集をかける予定

No.2－3 指導主事による学校訪問【継続】

○趣旨

- ・平成27年度から、指導主事を1名増員した。指導主事1名を学力向上担当として業務に当たらせる。本市の課題である学力の向上のため、担当指導主事が定期的に各学校を訪問し、学習指導・学力向上に係る取り組みを把握するとともに、それらを改善充実させるために必要な支援を行い、各学校における学力向上の一層の充実を図る。

○内容（今年度の計画）

- ・4月26日（火）より全市立小中学校の訪問を実施中。（学期に1回 年間3回の予定）
- ・全教員の授業等を参観し指導・支援、情報提供等を行う。
- ・1回目の訪問の視点…学習規律の定着度、児童生徒一人一人に応じた指導、教室内の整理整頓

No.2－4 研究協力員制度【新規】

○趣旨

- ・本市の重要課題に指導主事と教員がチームを組み、その解決策を立案発信し課題解決を図る。
- ・協力員となった教員の意欲能力の向上を推進し、もって人材育成を図る。

○内容（今年度の編制）

- ・通常学級における特別支援的な教育手法の研究（櫻井指導主事＋教員５名）
- ・不登校の未然防止についての研究（瀧澤指導主事＋教員４名）
- ・ＡＬ（アクティブ・ラーニング）についての研究（市川指導主事＋教員５名）
- ・道徳（塙保己一の道徳資料作成）についての研究（駒木野指導主事＋教員４名）

○主な計画

- ・第１回研究協力員会議（４チーム合同）７／２２（金）
 - ・第２回研究協力員会議（各チームごと）８／２２（月）
 - ・第３回研究協力員会議（各チームごと）１１月ごろ
- ※成果物の完成・配布 １月末ごろ

No.2－5 夏季教職員研修会【新規】

①教材研究研修会（新規）

○趣旨

- ・「わかる授業」「できる授業」の実現には、教材研究の充実が必要である。研修会にて教材研究の仕方を知り、互いに学び合うことで教員の指導力の向上を図り、よりよい授業改善に資する。

○参加者

- ・市内希望教職員（各校１名以上は参加を依頼する）

○実施計画

- ・開催期日 ７／２２（金）１３：３０～１６：００ 講義と演習（グループ協議）

②英語力向上研修会（新規）

○趣旨

- ・小学校での英語の教科化、小学校中学年からの外国語活動の実施に向け、小学校教員の英語力の向上を図る。

○参加者

- ・小学校教員 ３０名程度（数年間かけ、市内小学校教員の参加者を増やしていく）

○指導者

- ・市内ＡＬＴ７名、ＡＬＴ派遣会社スタッフ１名

○実施計画

- ・開催期日 ８／２３（火）１３：１５～１６：４５ クラスルームイングリッシュ、日常会話、チャンツ

③外国語活動指導力向上研修会（新規）

○趣旨

- ・ 小学校における外国語活動の授業の充実のため、ALTとのチームティーチングによる授業プランの作成や模擬授業などの演習を通して、教員の指導力の向上を図る。また、中学校英語担当者との協議を行うことで小中連携の一層の充実を図る。

○参加者

- ・ 小学校外国語活動担当者 各校1名、 中学校英語担当者 各校1名、
- ・ ALT 7名、派遣会社スタッフ1名

○実施計画

- ・ 開催期日 8/24（水）9：30～16：00 講義と演習（模擬授業）、情報交換

No.2－6 休業日の見直し【新規】

○見直しの理由（趣旨）

- ・ よりきめ細かい指導を行うための授業時間を確保し、学力の向上を図る。
（学期末事務時間の確保（教員の負担軽減）、全小中学校のエアコン導入、臨時休業への対応）

○内容

- ・ 夏季休業日7月21日～8月26日（8月27日より2学期）
- ・ 冬季休業日12月25日～1月6日（1月7日より3学期）
- ・ 各学校の開校記念日を授業日とする。
※これにより、全小中学校でこれまでより7日間分の授業日が増加

いじめの定義の変遷

【児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義】

【昭和61年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とする。



【平成6年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。

- 「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」を削除
- 「いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと」を追加



【平成18年度からの定義】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。（※）

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- 「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言を削除
- 「いじめられた児童生徒の立場に立つて」「一定の人間関係のある者」「攻撃」等について、注釈を追加

※ いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

いじめの認知について

～先生方一人一人がもう一度確認してください。～

● いじめの認知をめぐる現状

先生方も既に報道等で御承知のことと思いますが、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、最多の都道府県と最少の都道府県とで30倍以上の開きが生じています（平成26年度問題行動等調査）。この差は他の調査項目（暴力行為や不登校など）における差と比べて極端に大きく、実態を正確に反映しているとは考え難い状況です。

● 調査結果を見た保護者や地域の心配

- ・【不信】ちゃんとした調査だろうか？なんで〇〇県と隣の〇〇県でこんなに違うんだ？
- ・【誤解】こんなに認知件数が多い〇〇県は、子供たちが荒れているのではないかと？しっかりといじめ防止対策を取っているのか？
- ・【疑念】〇〇県はいじめの認知件数が少ないが隠しているのではないかと？

◆ 先生方それぞれでいじめの捉え方の差があるようです。

先生方は、いじめの事案に一生懸命に対応する中でいじめの問題に的確に対処する力を身に付けるのと同時に、先生方それぞれのいじめの概念が作られている可能性があります。

いじめ問題への思いが強ければ強いほど、それぞれのいじめの概念への思いも強いかもしれませんが、しかしこのことは、基準のばらつきにもなってしまいます。

◆ いじめの認知を正確に行うことは極めて重要です。

- ・「こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか」
- ・「一回きりだからいじめとして認知するのはいかがなものか」

といった声を聞くことがよくあります。

確かに、初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで・・・、一回きりだから・・・）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定義付けられました。そして、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるなどの措置を講じなければならないとされています。



◆ いじめの定義を再確認しましょう。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

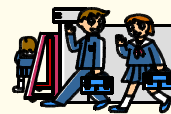
この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。

なお、物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査においてもいじめがあったものとして取り扱ってください。



◆ 具体的な事例で確認してみましょう。

事例

(定期的を実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。)

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】

文部科学省は、この事例を題材に、10都道府県（域内の市町村を含む。）の教育関係者を対象とする抽出調査を実施しました。その結果、ある都道府県は18名中17名（約94%）がいじめとして認知すると回答しました。また、別の都道府県は、18名中2名（約11%）がいじめとして認知すると回答しました。抽出調査の結果ではありますが、この差が冒頭で述べた「30倍以上の開き」につながっているのではないかと考えます。

◆ 「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

学校現場において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられています。例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた。」といった具合にです。しかし、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうことがあるのではないかと心配しています。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知してください。

◆ いじめの認知に関する文部科学省の考え方

1 いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えています。ですから、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だと考えています。

反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないかと心配しています。

いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し（件数は増える）、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えてください。

2 組織で認知し対応することが重要～ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください。とは言っても、日々発生する事案全てについて、組織の全メンバーが逐一集合することは難しいと思います。そこで、組織のメンバーの中から情報集約担当を決めたり、パソコンで共用のデータベースを作成したりするなど、全メンバーが集合しなくても機動的な対応が取れるよう各学校で工夫をしてください。重要なのは、ひとりで抱え込まないということです。周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断してください。

また、学校の組織がしっかりと機能するためには、誰もが自由に発言することが大切です。事案に対応する中では、迷うこともたくさんあります。そんなときは「これでいじめを受けている子供を本当に守ることができるか」とシンプルに考えてください。そして疑問が心をよぎったときは、いじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいんですか？」とためらわずに発言してください。

保存版

いじめのサイン 発見シート

監修 森田洋司氏 大阪市立大学名誉教授ノイじめ防止基本方針策定協議会会長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。
言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、
これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン
発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。

朝（登校前）

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐ 遅刻や早退がふえた。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

夕（下校後）

- ☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

お子さまの
ようすは
いかがですか？

夜間（就寝後）

- ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

夜（就寝前）

- ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ 学校や友達の話がへった。
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

■「いじめ」をしていますか？

いじめられる側になっていると、
次のようなサインが出ていることがあります。

- ☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ☐ 買ったおぼえのない物を持っている。
- ☐ 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境の大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

「あれ？」
もしかしてと
思ったら・・・

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう

24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。
☆平成28年4月より、通話料が無料になりました。

0120-0-78310

本庄市
合併10周年

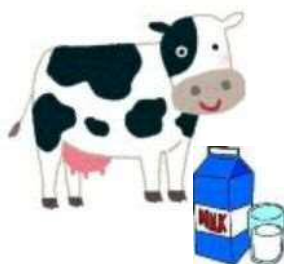
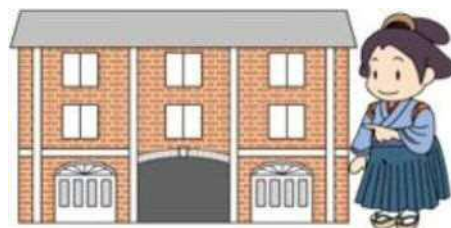


平成27年度 本庄市

市民総合大学のしおり

＊ 生涯学習で「どこまでも成長できる」 ＊

「みんなで、楽しむ、ひとづくり、まちづくり、
全国そして世界へ」



つなげよう異世代の輪



✎ 本庄市教育委員会生涯学習課 ✎



必修講座



【早稲田大学協賛講座】

1. 楽しくおこなう呼吸法(全3回)



日時	場所	講師	講座内容など
① 10/ 3(土) 13:30～15:30	早稲田リサーチパーク・ コミュニケーションセンター N405、N406	早稲田大学 人間科学学院 教授 宮崎 正己 先生	正しい呼吸法ってすごい！
② 10/17(土) 13:30～15:30			
③ 10/24(土) 13:30～15:30			世代間交流講座



必修講座



2. 命の大切さを学ぶ教室<あおいとぃ>

～一つしかない命を見つめ直す～(全1回)

日時	場所	講師	講座内容など
① 7/24(金) 10:00～12:00	はにぼんプラザ 活動室E	埼玉県警察本部 警務課 犯罪被害者支援室	相手を思いやる気持ち、 人との支え合いの気持ちを 学びましょう。



【世代間交流講座】

選択講座



3. 市内散策～わが街を知ろう～(全2回)

【定員20名】

日時	場所	講師	講座内容など
① 6/ 6(土) 9:30～12:00	(集合)本庄市役所	本庄まつり保存会 副会長 富田 雅寿 先生	大正院を中心に・・・
② 7/ 4(土) 9:30～12:00	(集合)若泉運動公園 多目的グラウンド駐車場		金鑽神社を中心に・・・



【世代間交流講座】

選択講座



4. 日本の伝統工芸

～県北の伝統工芸を体験しよう～(全2回)

【定員20名】【費用5,000円】

日時	場所	講師	講座内容など
① 7/22(水) 9:00～15:00	(集合)シルクドーム駐車場 ※借上げバス使用予定 東秩父村「和紙の里」	埼玉県 産業技術総合センター 北部研究所 専門員 村田 一英 先生	小川和紙 ～世界無形文化遺産の 「手すき和紙」体験～
② 7/31(金) 9:00～15:00	(集合)シルクドーム駐車場 ※借上げバス使用予定 くまぴあ「熊谷捺染組合」	熊谷捺染組合 理事長 大久保 伯男 先生	熊谷染め ～手書き友禅体験～



[世代間交流講座] 選択講座



5. 緑と環境～森の工作～(全2回)

日時	場所	講師	講座内容など
① 7/26(日) 10:00～16:00	はにぼんプラザ 活動室D・E	森林インストラクター 環境カウンセラー 神座 侃大 先生	自然の材料で工夫を凝らした作品を作ります。
② 10/17(土) 9:30～12:00	早稲田リサーチパーク・ コミュニケーションセンター		大久保山散策



[世代間交流講座] 選択講座



6. 紅茶とお菓子の教室(軽食付) ～紅茶と紅茶に合うお菓子を 一緒に作りませんか～(全3回) [定員12名][材料費3,000円]

日時	場所	講師	講座内容など
① 8/5(水) 10:30～13:30	はにぼんプラザ キッチンスタジオ・活動室D	紅茶コーディネーター 新井 和美 先生 上野 昌美 先生	ミドルコースの人と協力して、 おいしいお茶とお菓子で ティータイムを楽しみましょう。
② 8/12(水) 10:30～13:30			
③ 8/26(水) 10:30～13:30			



選択講座



7. モーっと知りたい牛乳のヒミツ& 牛乳の不思議をさぐろう!(全1回)

日時	場所	講師	講座内容など
8/7(金) 9:30～10:20	はにぼんプラザ キッチンスタジオ・活動室D・E	熊谷家畜保健衛生所 家畜支援・安全対策担当	おいしい牛乳の作られ方を 学びましょう。
① 10:30～12:00		埼玉県 産業技術総合センター 北部研究所 小島 登貴子 先生	牛乳を使った実験をしましょう。

<定員のある選択講座について>

3. 市内散策～わが街を知ろう～(全2回)

4. 日本の伝統工芸～県北の伝統工芸を体験しよう～(全2回)

6. 紅茶とお菓子の教室(軽食付)

～紅茶と紅茶に合うお菓子を一緒に作りませんか～(全3回)

☆希望者全員が受講できます。

平成27年度 本庄市市民総合大学 申込者集計

	内 訳	申込者数	平均年齢	参加者内訳	
集 計	ミドルコース	323 名	67 歳	旧本庄 242 名	旧本庄 303 名
				旧児玉 76 名	
				その他 5 名	
	シニアコース (本庄)	116 名	73 歳	旧本庄 116 名	旧児玉 207 名
				旧児玉 0 名	
				その他 0 名	
	シニアコース (児玉)	158 名	77 歳	旧本庄 6 名	その他市町 6 名
				旧児玉 151 名	
				その他 1 名	
	ジュニア	13 名			
ユニバーサルコース	名	介助者等	名		
	名	介助者等	名		
合計	610 名	<実入学者529名>		ミドル+シニア(本庄)重複申込59名 ミドル+シニア(児玉)重複申込22名	

年代別人数	90歳代	2 名
	80歳代	75 名
	70歳代	225 名
	60歳代	181 名
	50歳代	13 名
	40歳代	11 名
	30歳代	8 名
	20歳代	1 名

※ 年代別人数にユニバーサルコースは含まれません。

	全体	旧本庄	旧児玉
小1	3 名	3 名	0 名
小2	4 名	4 名	0 名
小3	1 名	0 名	1 名
小4	1 名	0 名	1 名
小5	3 名	2 名	1 名
小6	0 名	0 名	0 名
中1	0 名	0 名	0 名
中2	1 名	1 名	0 名
中3	0 名	0 名	0 名
合計	13 名	10 名	3 名

H27.4現在

平成28年度 本庄市

市民総合大学のしおり

～子どもからお年寄りまで～



「みんなで、

楽しむ、ひとづくり、まちづくり、全国そして世界へ」



つなげよう異世代の輪



✎ 本庄市教育委員会生涯学習課 ✎

ジュニアコース

【世代間交流講座】

1. 実験で学ぶ下水道と環境(全1回)

【定員15名】

＜申込者全員が受講できます。＞

日時	場所	講師	講座内容など
① 6/18(土) 9:00～12:00	(集合)小山川水循環センター (埼玉県下水道公社小山川支所)	公益財団法人 埼玉県下水道公社小山川支所	下水処理センターの見学、 DVD学習、水質実験など

【世代間交流講座】

2. 紅茶とお菓子の教室(軽食付)

～紅茶と紅茶に合うお菓子を一緒に作りませんか～(全2回)

【定員8名】【材料費2,000円(2回分)】

＜申込者全員が受講できます。＞

日時	場所	講師	講座内容など
① 7/22(金) 10:00～13:00	はにぼんプラザ キッチンスタジオ・活動室D	紅茶コーディネーター 新井 和美 先生 上野 昌美 先生	ミドルコースの学生と協力 して、おいしいお茶と お菓子でティータイムを 楽しみましょう。
② 12/23(金) 10:00～13:00			

【世代間交流講座】

3. 日本の工芸に学ぶ(全3回)

【定員20名】【費用:7,000円程度(3回分)】

＜申込者全員が受講できます。＞

日時	場所	講師	講座内容など
① 7/23(土) 8:30～17:00	(集合)シルクドーム駐車場 ※借上げバス使用予定	群馬県立日本絹の里	蚕糸業の体験
② 8/ 8(月) 13:30～16:30	はにぼんプラザ 活動室D・E	全国和紙ちぎり絵講師 澤永 芳子 先生	和紙で楽しむちぎり絵
③ 8/24(水) 9:00～15:30	(集合)シルクドーム駐車場 ※借上げバス使用予定	東秩父村和紙の里	紙漉き体験

ジュニアコース

4. 数字で遊ぼう(全1回)

※ 対象: 小学校4年生以上

【持ち物: 電卓】

日時	場所	講師	講座内容など
① 7/26(火) 13:30~15:00	はにぼんプラザ 活動室E	元高等学校校長 須永 昇 先生	数の不思議について、電卓を使い楽しく学びます。



【早稲田大学協賛講座】

5. 本庄早稲田の杜理科実験教室(全1回)

【材料費: 500円程度】 ※ 弁当持参

日時	場所	講師	講座内容など
① 7/30(土) 10:00~14:00	早稲田大学 本庄高等学院	早稲田大学 本庄高等学院 教諭 影森 徹 先生	ワクワクドキドキするような理科の実験をします。

6. 野生動物を見つけたら?(全1回)

日時	場所	講師	講座内容など
① 8/ 1(月) 10:00~11:00	はにぼんプラザ 活動室E	埼玉県 北部環境管理 事務所	ヒナが落ちている、ケガをした鳥がいる、見慣れない動物がいるときなど、どのようにすれば良いかを学びます。

7. 自然の素材で作る夢・全身で感じる夢の世界(全2回)

※ 弁当持参

日時	場所	講師	講座内容など
① 8/ 5(金) 10:00~15:00	セルディ 美術工芸室	新井 光夫 先生	自然の素材を使った工作
② 10/29(土) 10:00~15:00	(集合)観光農業センター		本庄サーキット見学 ※ウォーキングがあります。

ジュニアコース

8. マジックの世界ようこそ！～今日からあなたもハリーポッター～(全1回)

日時	場所	講師	講座内容など
① 8/ 9(火) 13:30～15:30	早稲田リサーチパーク・ コミュニケーションセンター N406	マジック研究家 島崎 穂花 先生	マジックの基本から実演まで 楽しく体験します。

【世代間交流講座】

9. 地元の工場見学(全1回)

【定員20名】【費用:4,000円程度】

< 申込者全員が受講できます。 >

日時	場所	講師	講座内容など
① 8/17(水) 8:30～16:00	(集合)競進社模範蚕室 ※借上げバス使用予定	ヤマキ醸造株式会社 株式会社ナック	ヤマキ醸造(株)神川工場の見学と体験 (株)ナック クリクラ本庄工場の見学

【世代間交流講座】

10. 百年の森で伐倒体験と森の工作(全2回)

【定員10名】【費用:1,000円程度(2回分)】 ※弁当持参

< 申込者全員が受講できます。 >

日時	場所	講師	講座内容など
① 11/19(土) 9:00～16:00	(集合)シルクドーム駐車場 ※借上げバス使用予定	森林インストラクター 神座 侃大 先生	枝打ちと間伐体験
② 12/10(土) 10:00～14:30	はにぼんプラザ 活動室D・E		クリスマスに向けて、自然の 素材を使った工作をします。

平成28年度 本庄市市民総合大学 申込者集計

	内訳	申込者数	平均年齢	参加者内訳	
集 計	ミドルコース	421 名	68 歳	旧本庄 307 名	男性 102 名
				旧児玉 106 名	女性 319 名
				その他 8 名	
	シニアコース (本庄)	155 名	73 歳	旧本庄 154 名	男性 42 名
				旧児玉 2 名	女性 114 名
				その他 0 名	
	シニアコース (児玉)	179 名	76 歳	旧本庄 5 名	男性 49 名
				旧児玉 173 名	女性 128 名
				その他 1 名	
	ジュニア	101 名			
	ユニバーサルコース	名	介助者等	名	
		名	介助者等	名	
	合計	856 名	<実入学者658名>	ミドル+シニア(本庄)重複申込90名 ミドル+シニア(児玉)重複申込21名	

年代別人数	90歳代	4 名
	80歳代	93 名
	70歳代	264 名
	60歳代	237 名
	50歳代	21 名
	40歳代	17 名
	30歳代	7 名
	20歳代	1 名

※ 年代別人数にユニバーサルコースは含まれません。

	全体	旧児玉	旧本庄
小1	8 名	1 名	7 名
小2	13 名	1 名	12 名
小3	25 名	2 名	23 名
小4	26 名	1 名	25 名
小5	23 名	5 名	18 名
小6	6 名	1 名	5 名
中1	0 名	0 名	0 名
中2	0 名	0 名	0 名
中3	0 名	0 名	0 名
合計	101 名	11 名	90 名

旧本庄	391 名
旧児玉	258 名
その他市町	9 名